

地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書

新政権の発足とともに、政府は、民主党のマニフェストに示された政策・制度への変更を進めており、前政権下において、我が国が直面している未曾有の経済危機を克服するために成立した平成21年度補正予算を見直し、2兆9,259億円程度を凍結・執行停止することを決めました。

総額で1兆4兆円を超えるこの補正予算には、地域活性化・公共投資臨時交付金(1兆3,790億円)、地域活性化・経済危機対策臨時交付金(1兆円)、経済対策関連の自治体に交付される15の基金の創設・拡充などが計上されており、既に、各地方自治体は、これらの交付金や基金などの活用を前提に、経済危機対策に資する事業を計画し、補正予算の議決と事業の執行を目指して、準備を行っているところです。

補正予算の見直しによる凍結・執行停止は、各自治体における経済対策の財源に欠陥が生じ、事業が中止に追い込まれるなど、大混乱に陥ることは目に見えています。経済対策の効果や対外経済環境の改善によって持ち直しの動きがみられる日本経済に深刻な打撃を与えるとともに、本年7月に過去最悪を記録した雇用情勢が、一層悪化することが強く懸念されます。

よって、江戸川区議会は、政府に対し、平成21年度補正予算によって、地方自治体が進めてきた施策や事業について、財源問題で執行に支障が生じないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成21年10月27日

江戸川区議会議長 須賀 精二

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣

内閣府特命担当大臣（行政刷新） あて